

平成 26 年 3 月 14 日
東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下の公共的使用に関する
特別措置法に基づく「事前の事業間調整」の実施について

「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）」第 12 条には、事業概要書を作成し、道路、河川、鉄道、通信、電気、ガス、上下水道など公共の利益となる事業を施行できる事業者（以下「対象事業者」という。）を対象に、事業の共同化や事業区域の調整など事業間の調整を行うことが定められています。

今般、中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下部分について、大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」を行いますので、お知らせします。

1. 大深度法第 12 条に基づく「事前の事業間調整」手続き

(1) 事業概要書の送付（大深度法第 12 条第 1 項）

- ・送付先：中央新幹線を所管する国土交通大臣
- ・送付日：平成 26 年 3 月 14 日

(2) 事業概要書の公告及び縦覧（大深度法第 12 条第 2 項、大深度法施行規則第 4 条）

- ・公 告：平成 26 年 3 月 17 日に、官報に公告
- ・縦 覧：公告日より 30 日間、事業概要書を当社環境保全事務所（東京、神奈川、愛知）及び関係自治体施設で縦覧に供します。

(3) 対象事業者からの調整の申出（大深度法第 12 条第 5 項）（参考資料）

- ・対象事業者：大深度法第 4 条に基づく事業者
- ・調整の申出：事業概要書に示した事業区域又はこれに近接する地下において、事業の共同化や事業区域の調整など、事業間の調整が必要な対象事業者は、縦覧期間内（平成 26 年 4 月 15 日まで）に、当社に申し出ることができます。

2. 大深度地下使用の認可に向けた進め方

- ・大深度地下使用の認可申請に向けて、事業区域が大深度地下にあることを確認するための地質調査や物件（井戸）調査などの現地調査のほか、関係機関との調整等を行ってまいります。
- ・大深度地下使用の認可申請は、全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画の認可後に行う予定です。

3. その他

- ・事業概要書は、当社ホームページ（<http://jr-central.co.jp>）に掲載します。

「事前の事業間調整」に係る事業概要書の縦覧、調整の申出について

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第12条に基づき、中央新幹線（東京都・名古屋市間）の事業概要書を縦覧に供します。この事業概要書に示す事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し、事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整について、縦覧期間内に申し出ることができます。

1. 事業概要書の縦覧について

(1) 縦覧場所

- ・別紙のとおり東京都、神奈川県、愛知県で17箇所。

(2) 縦覧期間

- ・平成26年3月17日（月）から平成26年4月15日（火）まで（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除きます。）

(3) 縦覧時間

- ・午前9時から午後5時まで（ただし、縦覧場所によって異なることがあります。）

2. 事業間調整の申出について

(1) 対象事業者

- ・大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第4条に基づく事業者

(2) 申出方法

- ・申出書（様式は自由）及び事業概要書に準じた資料（事業間調整の実施が可能となる資料）を郵送にて提出をお願いします。（縦覧期間満了日必着）
- ・申出書は、当社環境保全事務所にお持ち込みいただくこともできます。

(3) 申出先（当社環境保全事務所）

	住 所	電話番号
環境保全事務所 （東京）	〒108-0074 東京都港区高輪 3-24-16 ISAビル3F	03-5462-2781
環境保全事務所 （神奈川）	〒252-0231 神奈川県相模原市中央区相模原4-3-14 相模原第一生命ビル4F	042-756-7261
環境保全事務所 （愛知）	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅 3-13-26 交通ビル8F	052-563-5216

別紙

縦覧場所

◎東京都

- ・品川区都市環境事業部都市計画課（東京都品川区広町 2-1-36）
- ・大田区まちづくり推進部まちづくり管理課（東京都大田区蒲田 5-13-14）
- ・世田谷区交通政策担当部交通政策課（東京都世田谷区世田谷 4-22-33）
- ・町田市総務部市政情報課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・町田市都市づくり部都市政策課（東京都町田市森野 2-2-22）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（東京）

◎神奈川県

- ・川崎市中原区役所（神奈川県川崎市中原区小杉町 3-245）
- ・川崎市高津区役所（神奈川県川崎市高津区下作延 2-8-1）
- ・川崎市宮前区役所（神奈川県川崎市宮前区宮前平 2-20-5）
- ・川崎市麻生区役所（神奈川県川崎市麻生区万福寺 1-5-1）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（神奈川）

◎愛知県

- ・春日井市役所（愛知県春日井市鳥居松町 5-44）
- ・名古屋市守山区役所（愛知県名古屋市守山区小幡 1-3-1）
- ・名古屋市北区役所（愛知県名古屋市北区清水 4-17-1）
- ・名古屋市東区役所（愛知県名古屋市東区筒井 1-7-74）
- ・名古屋市中区役所（愛知県名古屋市中区栄 4-1-8）
- ・東海旅客鉄道株式会社 環境保全事務所（愛知）

◎ 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（関係部分抜粋）

（対象事業）

第4条 この法律による特別の措置は、次に掲げる事業について講じられるものとする。

- 一 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路に関する事業
- 二 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的をもって設置する水路、貯水池その他の施設に関する事業
- 三 国、地方公共団体又は土地改良区（土地改良区連合を含む。）が設置する農業用道路、用水路又は排水路に関する事業
- 四 鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第七条第一項に規定する鉄道事業者（以下単に「鉄道事業者」という。）が一般の需要に応ずる鉄道事業の用に供する施設に関する事業
- 五 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が設置する鉄道又は軌道の用に供する施設に関する事業
- 六 軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道の用に供する施設に関する事業
- 七 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者（以下単に「認定電気通信事業者」という。）が同項に規定する認定電気通信事業（以下単に「認定電気通信事業」という。）の用に供する施設に関する事業
- 八 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）による一般電気事業、卸電気事業又は特定電気事業の用に供する電気工作物に関する事業
- 九 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）によるガス工作物に関する事業
- 十 水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）による水道事業若しくは水道用水供給事業、工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）による工業用水道事業又は下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）による公共下水道、流域下水道若しくは都市下水路の用に供する施設に関する事業
- 十一 独立行政法人水資源機構が設置する独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）による水資源開発施設及び愛知豊川用水施設に関する事業
- 十二 前各号に掲げる事業のほか、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条各号に掲げるものに関する事業又は都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の規定により土地を使用することができる都市計画事業のうち、大深度地下を使用する必要があるものとして政令で定めるもの
- 十三 前各号に掲げる事業のために欠くことができない通路、鉄道、軌道、電線路、水路その他の施設に関する事業

（使用の認可に関する処分を行う機関）

第11条 事業が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、国土交通大臣が使用の認可に関する処分を行う。

- 一 国又は都道府県が事業者である事業
- 二 事業区域が二以上の都道府県の区域にわたる事業
- 三 一の都道府県の区域を越え、又は道の区域の全部にわたり利害の影響を及ぼす事業その他の事業で次に掲げるもの
 - イ 鉄道事業者がその鉄道事業の用に供する施設に関する事業（以下略）

（事前の事業間調整）

第12条 事業者は、使用の認可を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した事業概要書を作成し、前条第一項の事業にあつては当該事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に、同条第二項の事業にあつては都道府県知事にこ

れを送付しなければならない。

- 一 事業者の名称
- 二 事業の種類
- 三 事業区域の概要
- 四 使用の開始の予定時期及び期間
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 2 事業者は、前項の規定により事業概要書を送付したときは、国土交通省令で定めるところにより、事業概要書を作成した旨その他国土交通省令で定める事項を公告するとともに、事業区域が所在する市町村において、当該事業概要書を当該公告の日から起算しておおむね三十日間の期間を定めて、縦覧に供しなければならない。
- 3 第一項の規定により事業概要書を送付された事業所管大臣又は都道府県知事は、速やかに、事業区域が所在する対象地域に組織されている協議会の構成員にその写しを送付しなければならない。
- 4 前項の規定により事業概要書の写しを送付された協議会の構成員（第四条各号に掲げる事業を所管する行政機関に限る。以下この項において同じ。）は、同条各号に掲げる事業を施行する者のうち当該協議会の構成員が所管するものに対し、当該事業概要書の内容を周知させるため必要な措置を講じなければならない。
- 5 第二項の規定による公告をした事業者は、同項の縦覧期間内に、事業区域又はこれに近接する地下において第四条各号に掲げる事業を施行し、又は施行しようとする者から事業の共同化、事業区域の調整その他事業の施行に関し必要な調整の申出があったときは、当該調整に努めなければならない。
- 6 前項の規定による調整の結果、第二項の規定による公告をした事業者と共同して事業を施行することとなった事業者については、前各項の規定は、適用しない。

◎大深度地下の公共的使用に関する特別措置法施行規則（関係部分抜粋）

（事業概要書の様式等）

第3条 事業者は、法第12条第1項の規定による事業概要書を別記様式第七により作成し、事業区域のおおむねの位置及び施設等の構造の概要を表示した事業概要図（平面図、縦断面図及び横断面図）を添付して送付するものとする。

2 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める事項は、事業計画の概要とする。

（事業概要書の公告の方法）

第4条 法第12条第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 一 官報への掲載
- 二 関係都道府県の協力を得て、関係都道府県の公報又は広報紙に掲載すること。
- 三 関係市町村の協力を得て、関係市町村の公報又は広報紙に掲載すること。
- 四 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

（事業概要書について公告する事項）

第5条 法第12条第2項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

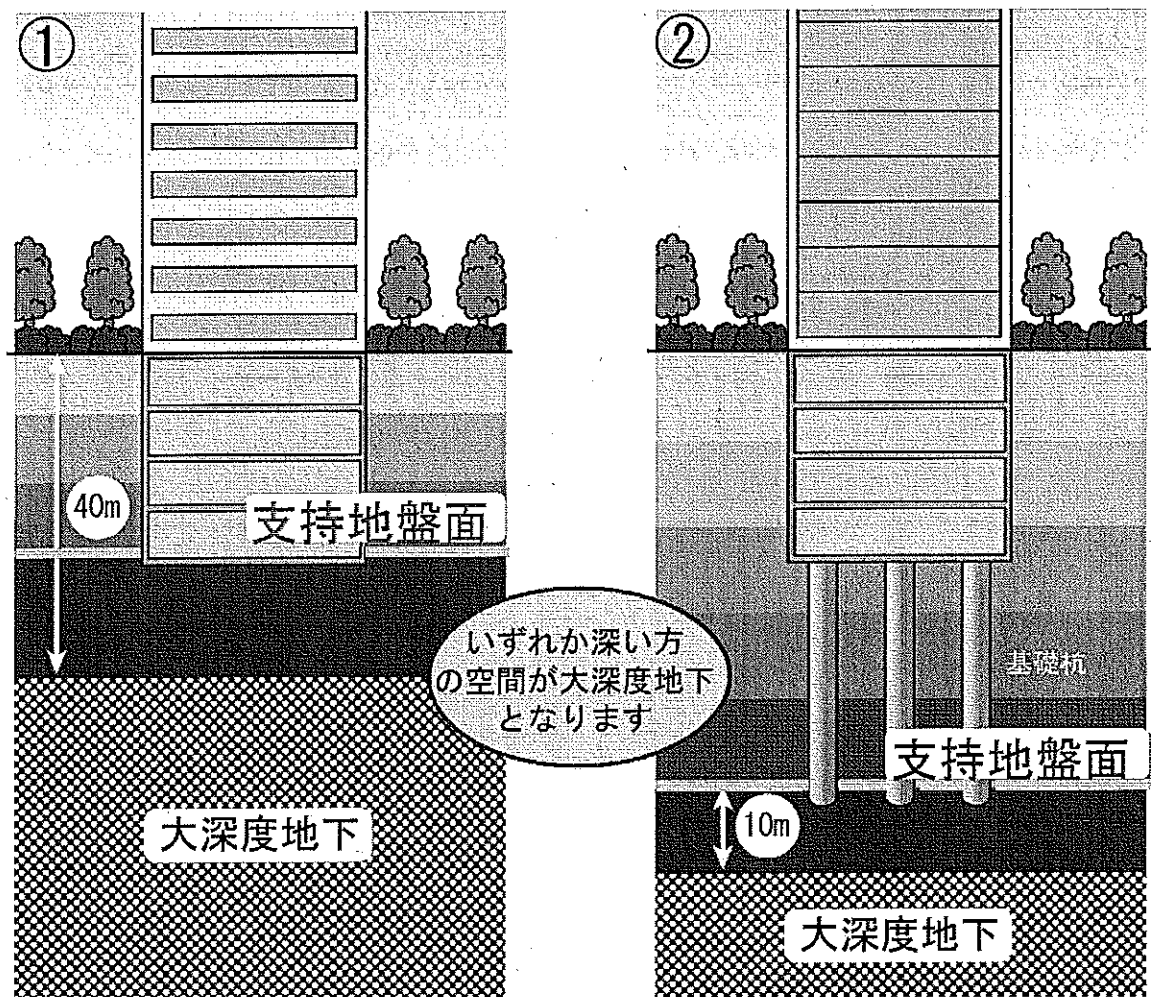
- 一 法第12条第1項各号に掲げる事業概要書の記載事項
- 二 事業概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 三 公告された事業に関し法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整の申出ができる旨
- 四 法第12条第5項の規定による申出期限及び申出先その他申出に関し必要な事項

中央新幹線（東京都・名古屋市間）における大深度地下使用について

◎大深度地下について

- 「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（以下「大深度法」という。）」における大深度地下とは、①または②のうち、いずれか深い方の深さの地下です。

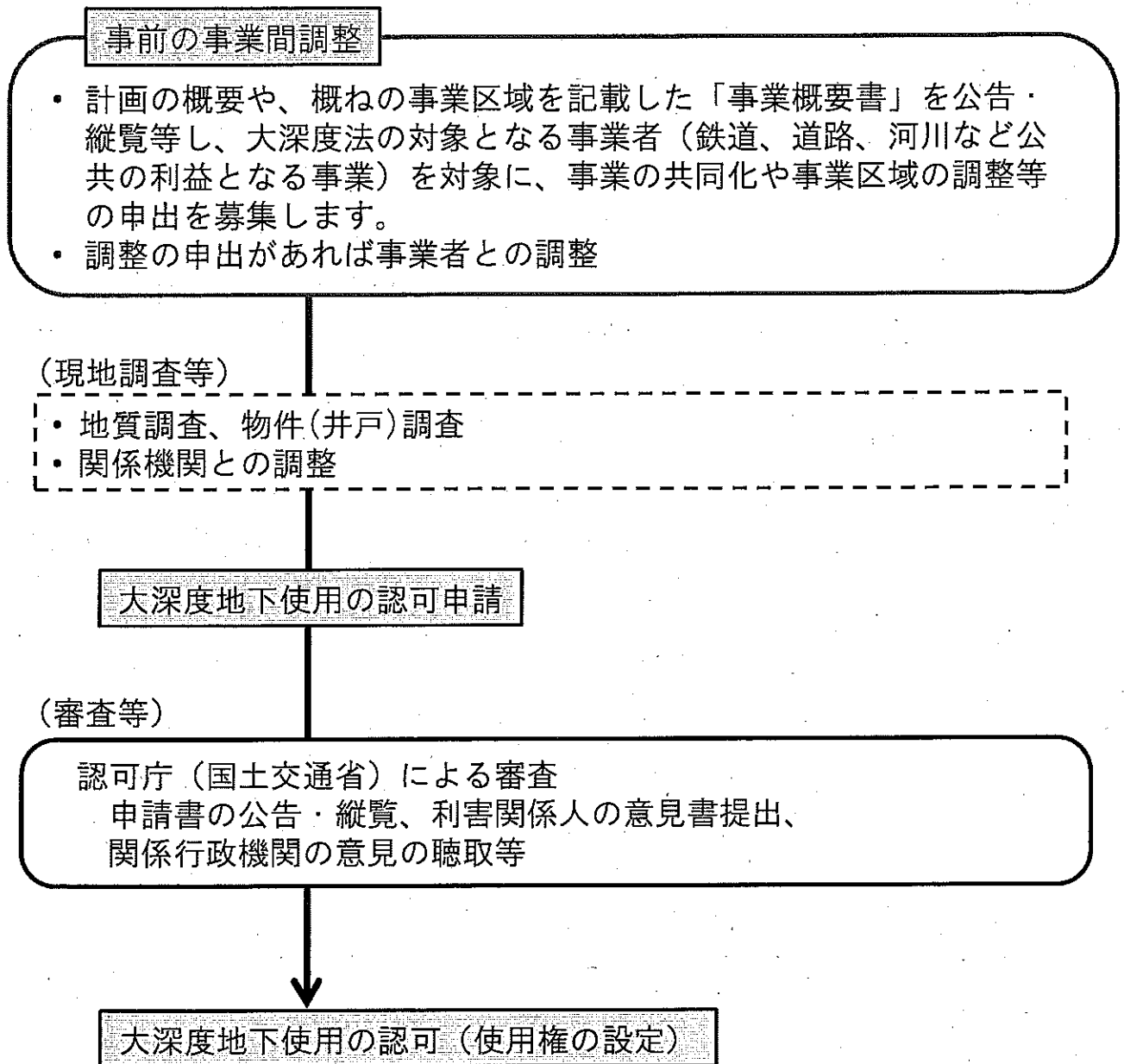
- ①：地下室の建設のための利用が通常行われない深さ（地下40m以深）
- ②：建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ（支持地盤上面から10m以深）



- これまでの地形・地質等調査や、既存文献を調査した結果、中央新幹線の
大深度地下使用は、おおむね40m以深と考えています。

- 今後、詳細な地質調査等を行い、大深度地下の深さを確定していきます。

◎大深度法手続きの流れ



◎大深度地下に使用権が設定された場合の補償の考え方（大深度法）

- ・ 大深度地下については、通常は補償すべき損失が発生しないと考えられるため、事前に補償することなく使用権を設定することが可能となるものです。
- ・ ただし、
 - 井戸等の物件が既に設置されている場合は、補償が必要となります。
 - 例外的に、既存物件の補償以外に補償すべき具体的な損失がある場合には、損失を受けた者が1年以内に事業者に対して請求できます。